

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

| | | | |
|----|------------|------------|------------|
| 会長 | 小坂 憲次（自民） | 芝 博一（民主） | 佐藤 正久（自民） |
| 幹事 | 江田 五月（民主） | 徳永 久志（民主） | 中曽根 弘文（自民） |
| 幹事 | 鈴木 寛（民主） | 那谷屋 正義（民主） | 藤井 孝男（自民） |
| 幹事 | 中村 哲治（民主） | はた ともこ（民主） | 藤川 政人（自民） |
| 幹事 | 松井 孝治（民主） | 白 眞勲（民主） | 古川 俊治（自民） |
| 幹事 | 川口 順子（自民） | 姫井 由美子（民主） | 丸山 和也（自民） |
| 幹事 | 中川 雅治（自民） | 広野 ただし（民主） | 山谷 えり子（自民） |
| 幹事 | 西田 昌司（自民） | 福山 哲郎（民主） | 白浜 一良（公明） |
| 幹事 | 魚住 裕一郎（公明） | 藤末 健三（民主） | 谷合 正明（公明） |
| 幹事 | 江口 克彦（みん） | 前川 清成（民主） | 西田 実仁（公明） |
| | 足立 信也（民主） | 松野 信夫（民主） | 桜内 文城（みん） |
| | 大久保 潔重（民主） | 有村 治子（自民） | 井上 哲士（共産） |
| | 大野 元裕（民主） | 磯崎 陽輔（自民） | 福島 みずほ（社民） |
| | 川上 義博（民主） | 衛藤 晟一（自民） | 森田 高（国民） |
| | 今野 東（民主） | 片山 さつき（自民） | 舛添 要一（改革） |

（24. 2. 15 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）による国会法の一部改正により、第167回国会の召集日である平成19年8月7日、各議院に憲法審査会が設けられた。憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、衆議院における憲法調査と改正手続法の審査の状況等について概観するとともに、この度の未曾有の大震災と原発事故に見舞われ、人権保障や統治機構、非常事態への対応の在り方が根本的に問われることとなったことから、「東日本大震災と憲法」をテーマに連続4回の審査会を開催することとなっ

た。

平成24年2月15日、衆議院憲法調査会報告書及び憲法改正手続法附則における検討条項について、参考人前衆議院憲法調査会会長中山太郎君及び参考人前衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会理事船田元君から意見を聴取した後、両参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行った。

平成24年2月29日、憲法改正手続法附則における検討条項について政府から説明を聴取した後、政府に対し質疑を行った。

平成24年4月11日、「東日本大震災と憲法」のうち、「大震災と人権保障」について参考人「ふんばろう東日本支援プロジェクト」代表早稲田大学大学院商学研究科専門職学位課程（MBA）専任講師西條剛央君、参考人学習院大学法学部教授櫻井敬子君及び参考人大阪大学大学院高

等司法研究科教授棟居快行君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

平成24年4月25日、「東日本大震災と憲法」のうち、「大震災と統治機構」について参考人双葉町長井戸川克隆君、参考人東北大学大学院法学研究科教授牧原出君及び参考人京都大学法科大学院教授大石眞君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

平成24年5月16日、「東日本大震災と憲法」のうち、「大震災と国家緊急権」について参考人上智大学法科大学院教授高見勝利君及び参考人駒澤大学名誉教授西修君から意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。

平成24年5月30日、「東日本大震災と憲法」に関する前3回の審査会における議論について憲法審査会事務局当局から報告を聴取した後、意見の交換を行った。

また、本審査会付託の請願9種類23件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

平成24年2月15日、参考人前衆議院憲法調査会会長中山太郎君から、衆議院憲法調査会における調査及び報告書の概要並びに報告書の「多く述べられた意見」（新しい人権の明記、首相公選制の否定、二院制の維持、憲法裁判所の導入、非常事態に関する何らかの規定の創設等）の概要について、また、参考人前衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会理事船田元君から、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会における法案審査の状況及び憲法改正手続法附則の「三つの宿題」（18歳選挙権実現等のための法整備、公務員の政治的行為の制限に係る法整備、国民投票の対象拡大についての検討）の背景

と概要について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑が行われた。

平成24年2月29日、内閣官房、総務省及び法務省から、選挙権年齢等を定める法令の規定（附則第3条関係）について、また、総務省及び人事院から、公務員の政治的行為の制限について定める法令の規定（附則第11条関係）について説明が行われた。これらを踏まえて、政府に対し質疑が行われた。

平成24年4月11日、参考人「ふんぼろ東日本支援プロジェクト」代表早稲田大学大学院商学研究科専門職学位課程（MBA）専任講師西條剛央君から、東日本大震災後からの復旧・復興において生存権及び幸福追求権を具体化していくことの重要性、被災者の支援において個人情報保護法が障壁となっている現状に鑑み、柔軟な運用を行うことの必要性、崩壊したコミュニティーを再形成するための措置を講ずることの必要性等について説明が行われた。次に参考人学習院大学法学部教授櫻井敬子君から、人間的生存がおよびやかされる極限状況におけるニーズに対応するために、危機管理ないし緊急事態に関する規定を設けることの必要性、憲法価値が個別法の立法指針として活かされるような仕掛けを設けることの重要性、人権保障システムとして、裁判所を含む統治機構による事後救済のための仕組みを立て直すことの必要性等について説明が行われた。さらに参考人大阪大学大学院高等司法研究科教授棟居快行君から、自然災害防止・災害復興における国家の義務と国民の権利の制約との調整、危機管理について検討を行うに際して、立憲主義、法治主義のそもそもの原理の有り様から考えることの必要性、自然災

害防止・復興のために人権制約が行われる場合には、「生命」、「自由」、「幸福追求」の順で価値の序列を厳守することの必要性等について説明が行われた。これらを踏まえて、各参考人に対し質疑が行われた。

平成24年4月25日、参考人双葉町長井戸川克隆君から、双葉町における憲法第13条の幸福追求権、第25条の生存権が妨げられている現状、原子力発電所の事故において加害者が国か東京電力か明確でないことによる責任の不明確性、政府から情報開示がなされず被害拡大したことによる双葉町民の政府から棄民されたとの意識等について説明が行われた。次に参考人東北大学大学院法学研究科教授牧原出君から、被災の全体像が分からず、変化する状況の中で情報発信を行い、連携を行うというメディアの役割の重要性、復興が進んだ地域が遅れた地域を牽引することができる復興力の還流のシステムの必要性、震災についてグローバルな関心を持たれている中で、地域と世界を繋ぐことができる人材の重要性等について説明が行われた。さらに参考人京都大学法科大学院教授大石眞君から、日本国憲法の統治機構は平常時を想定した権力分散化であり、そもそも緊急時の対応システムが欠如していること、緊急時に対応することができる仕組み及び効果的な統

制の手段が必要であること、平常時を基本とし、両院間の権限配分を含め、緊急時の準則を設けることの必要性等について説明が行われた。これらを踏まえて、各参考人に対し質疑が行われた。

平成24年5月16日、参考人上智大学法科大学院教授高見勝利君から、国家緊急権の憲法的意味と参議院の緊急集会の意義、政令による罰則規定の制定経緯から見れば憲法で「災害緊急事態」は織り込み済みであること、緊急事態基本法の意図と同法の位置付け等について説明が行われた。次に参考人駒澤大学名誉教授西修君から、東日本大震災では災害緊急事態の布告と安全保障会議の開催が必要であったこと、参議院の緊急集会の規定は、緊急時ではなく平常時に対応する規定であること、国家緊急権規定の導入が必要であり、憲法、緊急事態基本法、個別法の三層構造で緊急事態に対応すべきであること等について説明が行われた。これらを踏まえて、両参考人に対し質疑が行われた。

平成24年5月30日、憲法審査会事務局当局から、「大震災と人権保障」、「大震災と統治機構」、「大震災と国家緊急権」における参考人質疑の概要について報告を聴取した後、委員相互間において意見の交換が行われた。

(2) 審査会経過

○平成24年2月15日(水) (第1回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 衆議院憲法調査会報告書及び憲法改正手続法附則における検討事項について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行った。

〔参考人〕

前衆議院憲法調査会会長 中山太郎君
前衆議院日本国憲法に関する調査特別委員
会理事 船田元君

〔質疑者〕

井上哲士君(共産)、福島みずほ君(社民)、

魚住裕一郎君（公明）、今野東君（民主）、片山さつき君（自民）、西田昌司君（自民）、山谷えり子君（自民）、佐藤正久君（自民）、松野信夫君（民主）、鈴木寛君（民主）、舛添要一君（改革）、森田高君（国民）

○平成24年2月29日（水）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法改正手続法附則における検討条項について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福島みずほ君（社民）、井上哲士君（共産）、中川雅治君（自民）、姫井由美子君（民主）、前川清成君（民主）、舛添要一君（改革）、江口克彦君（みんな）、今野東君（民主）、谷合正明君（公明）、魚住裕一郎君（公明）、亀井亜紀子君（国民）、増子輝彦君（民主）、川口順子君（自民）、中村哲治君（民主）、那谷屋正義君（民主）

○平成24年4月11日（水）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「東日本大震災と憲法」のうち、大震災と人権保障について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

「ふんばろう東日本支援プロジェクト」代表

早稲田大学大学院商学研究科専門職学位課程（MBA）専任講師 西條剛央君
学習院大学法学部教授 櫻井敬子君
大阪大学大学院高等司法研究科教授 棟居快行君

〔質疑者〕

鈴木寛君（民主）、今野東君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、福島みずほ君（社民）、古川俊治君（自民）、井上哲士君（共産）、那谷屋正義君（民主）、谷合正明君（公明）、福山哲郎君（民主）、中村哲治君（民主）

○平成24年4月25日（水）（第4回）

- 「東日本大震災と憲法」のうち、大震災と統治機構について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

双葉町長 井戸川克隆君
東北大学大学院法学研究科教授 牧原出君
京都大学法科大学院教授 大石眞君

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、福山哲郎君（民主）、中川雅治君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、増子輝彦君（民主）、井上哲士君（共産）、西田実仁君（公明）、福島みずほ君（社民）、舛添要一君（改革）、姫井由美子君（民主）、松井孝治君（民主）、宇都隆史君（自民）、山谷えり子君（自民）

○平成24年5月16日（水）（第5回）

- 「東日本大震災と憲法」のうち、大震災と国家緊急権について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

上智大学法科大学院教授 高見勝利君
駒澤大学名誉教授 西修君

〔質疑者〕

江田五月君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、西田昌司君（自民）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、舛添要一君（改革）、松田公太君（みんな）、今野東君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、大島九州男（民主）、丸山和也君（自民）、那谷屋正義君（民主）、谷合正明君（公明）、片山さつき君（自民）

○平成24年5月30日（水）（第6回）

- 「東日本大震災と憲法」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

〔発言者〕

江田五月君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、白浜一良君（公明）、江口克彦君（みんな）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、舛添要一君（改革）、今野東君（民主）、藤井孝男君（自民）、西田昌司君（自民）、西田実仁君（公明）、佐藤正久君（自民）、川口順子君（自民）、足立信也君（民主）、片山さつき君（自民）、藤末健三君（民主）、丸山和也君（自民）、前川清成君（民主）、松田公太君（みんな）

○平成24年9月7日(金) (第7回)

○請願第123号外22件を審査した。